

久慈市立図書館指定管理者募集要項

令和4年9月

久慈市教育委員会

久慈市立図書館指定管理者募集要項

久慈市(以下、「市」という。)は、久慈市立図書館(以下、「図書館」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成18年久慈市条例第54号)の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 募集の概要

(1) 対象施設

① 対象施設の概要

区 分	概 要	
名 称	久慈市立図書館	
所 在 地	久慈市中央三丁目58番地	
建 物 概 要	竣工時期	令和2年2月28日
	構 造	鉄骨造 地上3階
	延べ面積	情報交流センター内 1階一部、2・3階 1階 53.08㎡ 2階 760.60㎡ 3階 760.60㎡ 合計 1,574.28㎡
	階 数	3階
	敷地面積	2,908.11㎡
	開館時間	午前9時から午後7時まで
	休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その翌日) (2) 祝日 (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日までの日 (4) 図書館の館長(久慈市立図書館にあっては、指定管理者。以下「図書館長」という。)は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。
	施設内容	一般書コーナー (337.58㎡) 青少年・児童書コーナー (301.41㎡) 閲覧・ブラウジングコーナー (199.85㎡) 事務・管理スペース (208.05㎡) 多目的スペース (102.32㎡) カウンター・その他 (425.07㎡)

② 対象施設の設置目的

図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(2) 管理の基準

公の施設の管理者として、施設の管理運営や業務の遂行にあたっては、下記の事項について遵守すること。

なお、図書館は、情報交流センター内に設置される公の施設ですが、本要項により募集する指定管理者が行う業務を除く施設の運営業務と維持管理業務は、市が別に指定する指定管理者が行うことになります。

① 関係法令、図書館条例等で定める管理の基準や仕様書に従って、施設の管理運営を行うこと。

② 地方自治法、労働基準法等のほか、業務の遂行に関連する法令等を遵守すること。

③ 業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。

④ 個人情報の保護に関する法令及び久慈市個人情報保護条例の規定等を遵守すること。なお、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、改ざん、滅失または毀損の防止その他、個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

(3) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うものとします。なお、業務の詳細は、「久慈市立図書館指定管理者仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)において定めます。

ア 図書館の管理運営に関すること

イ 施設及び物品の維持管理に関すること

ウ 図書館事業に関する業務

エ 指定管理者による新規提案事業(自主事業)

オ 休館日以外の臨時休館又は、休館日の臨時開館に関すること

カ 開館時間の臨時変更に関すること

キ その他教育委員会が施設の設置目的を達成するために必要と認める業務

(4) 提案業務と自主事業

指定管理者は、業務仕様書に掲げた業務のほか、あらかじめ市にその内容を提案し、市が施設の設置目的内であると判断して協定書に記載した事業については、提案業務として事業を実施することができます。

なお、提案業務は指定管理業務となります。

また上記に該当しない場合においても、市が施設の設置目的に合致していると判断した事業については、指定管理者は自主事業として事業を実施することができます。

自主事業は、指定管理者が費用等をすべて負担して実施するものとし、料金を徴

収める場合は自己の収入とすることができます。

なお、自主事業の実施にあたっては、施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施するなど、なるべく一般の利用を妨げることが無いようにすること。

＜指定管理業務・提案業務・自主事業の別＞

Ⅰ 協定書記載の業務 ＝指定管理業務	ア 市が仕様書に掲げた業務
	イ 提案業務(指定管理者が企画した業務)
Ⅱ 協定書記載以外の業務 ＝自主事業(指定管理者が企画した業務)	ウ 設置目的内⇒施設の使用許可(指定管理者による許可)による事業
	エ 設置目的外⇒施設の目的外使用許可(市による許可)による事業

(5) 指定期間(予定)

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(新規指定管理者の場合は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)

(6) 指定管理に関する経費

① 委託費

ア 指定管理業務に係る委託費は、上記「(4)指定期間(予定)」に定める指定期間をとおして下記「委託費基準価格」以内(一切の経費を含む。)とします。

委託費基準価格を超える応募については、審査の対象外となりますのでご注意ください。

委託費基準価格	258,365 千円 (消費税及び地方消費税(10%)を含む)
---------	---------------------------------

※ 図書資料費は、年額あたり5,000千円以上を計上すること。

イ 市は、指定管理業務に係る委託費を、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに予算の範囲内で支払います。(前金払をすることがあります。)

ウ 消費税率の改定があった場合の支払額については、当該改定時の制度に従います。

② 利用料金制の導入の有無

利用料金制を導入しません。

③ 委託費以外の収入の取扱い

自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入とします。

(7) 関係法令等

指定管理者の応募にあたっては、この要項に定めるもののほか、次の法令を参照してください。

① 地方自治法

② 個人情報保護に関する法律

③ 図書館法

④ 著作権法

⑤ 子どもの読書活動の推進に関する法律

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- ⑦ 労働基本法並びに当該法律に係る労働関係法令
- ⑧ 図書館条例
- ⑨ 公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ⑩ 情報公開条例
- ⑪ 個人情報保護条例
- ⑫ その他、業務遂行に必要とされる法令、計画等

2 応募方法

(1) 応募資格

- ① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営することができる次の団体とします。
 - ア 説明会に参加した団体
 - イ 管理運営にあたって、必要な資格を有する又は許可等を受けている団体
- ② 次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
 - イ 市から指名停止処分を受けているもの
 - ウ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続を開始している法人
 - オ 申請団体の役員に次のいずれかに該当するものが含まれているもの
 - ・ 破産者で復権を得ないもの
 - ・ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
 - カ 市から指定の取り消しを受けたもので、処分から2年を経過していないもの
- ③ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めて応募してください。この場合において、代表団体以外の団体は、当該グループの構成員として扱います。

なお、単独で応募した団体は、グループの構成員となることはできません。

また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

(2) 応募方法

① 応募書類

応募に当たっては、次の書類を**10部(原本1部、写し9部)**提出してください。

また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定申請書(別記様式第1号)

※ グループ申請の場合、グループ申請構成表(別記様式1-1号)も提出してください。

イ 誓約書(別記様式第2号)

ウ 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の事業計画書(別記様式第3

号) 及び収支予算書(別記様式第4号)

※ 収支予算書(別記様式第4号)は、現行の税率及び利用料金で算定してください。

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書

カ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

キ 管理運営について提案がある場合は、管理運営提案書

ク 職員配置計画(別記様式第5号)

ケ 受託事業実績概要書(別記様式第6号)

コ 地域貢献活動調書(別記様式第7号)

サ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類似するもの

シ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの

ス 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税)

※ 団体として納税証明書が発行できない場合は、代表者の納税証明書とする。

② 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。なお、久慈市のホームページからもダウンロードできますのでご確認ください。

ア 配布期間：令和4年9月1日(木)～令和4年10月17日(月)

イ 配布時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所：久慈市教育委員会事務局 生涯学習課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

電話 0194(52)2156 FAX 0194(52)2127

Eメール syatai@city.kuji.iwate.jp

久慈市ホームページアドレス <http://www.city.kuji.iwate.jp/>

※ 募集要領等の郵便請求は受け付けません。

③ 募集要項に関する質問の受け付け及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。質問に対する回答は、郵送又は電子メール等により9月28日(水)までに質問者あてに直接回答するとともに市のホームページに掲載します。

ア 受付期間：令和4年9月14日(水)～令和4年9月21日(水)午後5時まで

イ 受付方法：質問書(別記様式第8号)に記入のうえ、FAX又は電子メールにより久慈市教育委員会生涯学習課あて送付(送信)してください。

④ 説明会

説明会を次のとおり開催します。

ア 日時：令和4年9月14日(水)午後1時30分

イ 場所：久慈市役所車庫棟3階 会議室2・3

ウ 内容：指定までのスケジュール、募集要項等の説明

エ 申込：参加を希望される団体は、申込書(別記様式第9号)に記入のうえ、郵送又は電子メール等により令和4年9月13日(火)午後5時15分までに申し込みください。

⑤ 申請書類の提出期限及び提出方法

申請書類の提出の受付を次のとおり行います。

ア 申請書提出期限：令和4年10月17日(月)午後5時15分まで

イ 提出先：久慈市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係

ウ 提出方法：受付期限までに、直接又は郵送(必着)により提出してください。

(3) 応募にあたっての留意点

① 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

② 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

③ 応募書類の変更禁止

応募に当たって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

④ 団体構成の変更の禁止

複数の団体がグループを構成して応募した場合、応募書類の提出期限後における団体構成を変更することを禁止します。

⑤ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

⑥ 応募書類の取扱い

応募に当たって提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開請求者の求めがあった場合には、情報公開条例(平成18年久慈市条例第20号)の規定に基づき公開することとなります。

⑦ 著作権

ア 指定管理者の決定までの間、応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、本指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 指定管理者の決定後、選定された応募書類の著作権は、市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

なお、応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しません。

⑧ 審査に関わる者との接触の禁止

選定の審査を公平に行うため、応募書類の提出、説明会、質問回答等応募に必要な場合を除き、審査に関わる者との接触を禁止します。

⑨ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式任意)を提出してください。

3 選定方法

(1) 審査の方法

審査の方法は以下のとおりとします。

① 第1次審査(書類審査)

応募資格を含め、申請書の内容を書面により審査します。

② 第2次審査(面接審査)

申請者から応募書類の内容について、追加説明やプロポーザル(提案)を受け、その後、質疑応答を行います。

(2) 審査基準

審査基準は、次のとおりです。(公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条)

① 管理計画に基づく管理により当該公の施設における市民の平等な利用の確保が図られるものであること。

② 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

③ 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。

④ その他市長等が別に定める基準

(3) 指定管理者候補者としての選定

① 選定の方法

指定管理者選定審査会において採点を行い、点数に基づいた選定を行います。

なお、応募が一者であっても、採点の結果基準点に満たない場合は、指定管理者候補者として選定できません。

② 選定結果の公表

選定後、選定結果を公表します。

(4) 指定管理者の決定

① 指定管理者の決定方法

指定管理者は、審査及び議会の議決を経て、市長が指定します。

② 結果の通知

応募者全員に、文書でお知らせします。

③ 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、久慈市役所掲示場に告示するとともに、市ホームページ及び広報くじに掲載します。

(5) 指定までの手続き

指定管理者の指定は、議会において、指定管理者の指定が議決された後となりま

す。指定後は速やかに現在の指定管理者又は市との引継ぎを行います。

なお、業務引継ぎに要した費用は、それぞれの団体の負担とします。

また、議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。さらに、議会の議決が得られなかった場合においても、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(6) 指定後の手続き

業務の実施に関する細目事項、管理の基準に関する細目事項、管理に要する経費に関する細目事項等について、市長と協議のうえ、協定を締結するものとします。

4 その他

(1) 事業継続が困難な場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

③ 上記により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

④ 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は、施設運営の可否について協議することとします。

(2) 事業所税の有無

無し

(3) その他

不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

5 問い合わせ先

久慈市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

TEL : 0194(52)2156 FAX : 0194(52)2127

Eメール : syatai@city.kuji.iwate.jp

久慈市ホームページアドレス : <http://www.city.kuji.iwate.jp/>